

(参考6)

横浜税関管轄区域の変遷

1. 明治23年(1890)勅令による税関管轄区域の制定

税関の管轄区域が初めて制定される

管轄区域は国名(例:相模)で表示



横浜税関の管轄区域
陸前、磐城、常陸、下総、上総、安房、
武蔵、相模、伊豆、駿河、遠江 11 箇
国及小笠原島ノ沿岸

2. 明治35年(1902)11月当時の管轄区域

新潟税関が廃止され、新潟県・山形県が横浜税関の管轄となる



横浜税関の管轄区域
陸前、磐城、常陸、下総、上総、安房、
武蔵、相模、伊豆、駿河、遠江、越後、
羽前、佐渡ノ 14 箇国

3. 大正6年(1917)6月当時の管轄区域

管轄表記が国名から県名に変わる

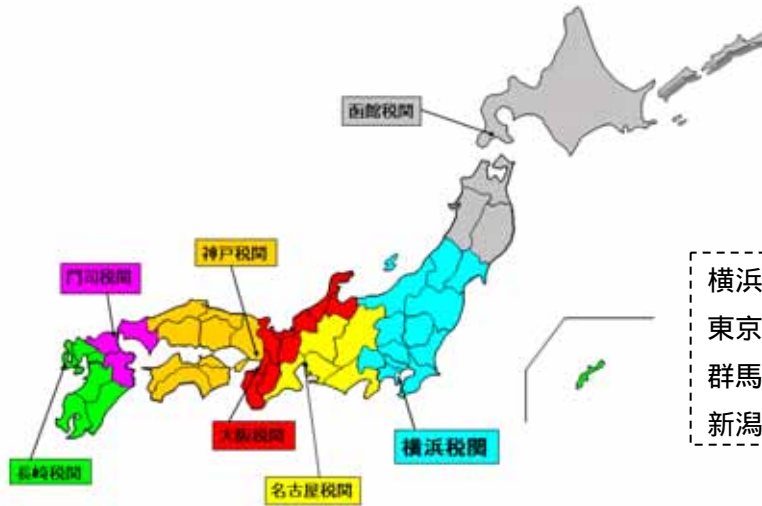
内陸の県も税関管轄区域となる



横浜税関の管轄区域
東京府、神奈川県、埼玉県、茨城県、
群馬県、栃木県、千葉県、静岡県、
山梨県、長野県、新潟県、福島県、
宮城県、山形県

4. 昭和12年(1937)5月当時の管轄区域

名古屋税関を新設、長野県・静岡県を名古屋税関の管轄に移管

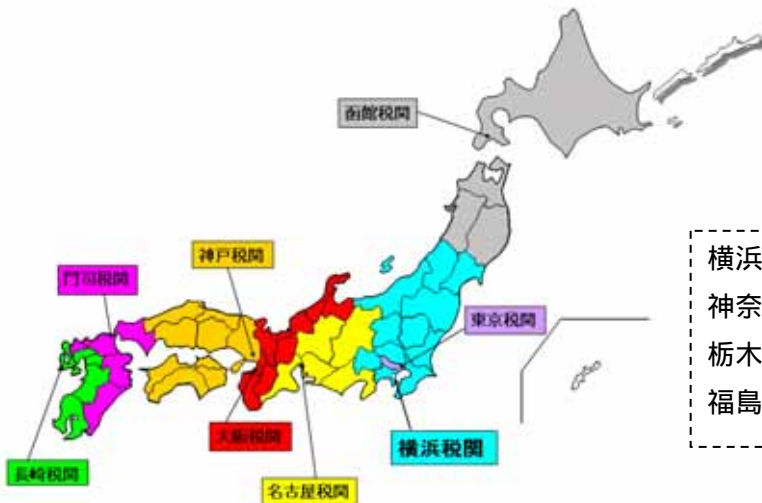


横浜税関の管轄区域

東京府、神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、山梨県、新潟県、福島県、宮城県、山形県

5. 昭和28年(1953)8月当時の管轄区域

横浜税関東京税関支署が独立し東京税関となる



横浜税関の管轄区域

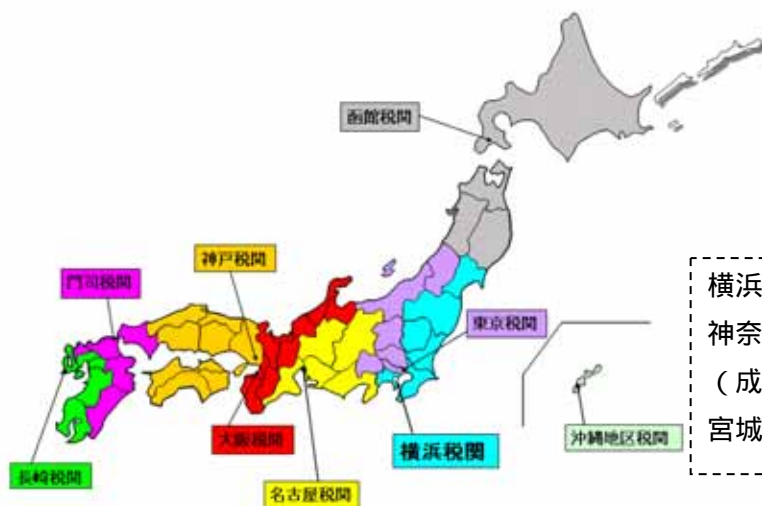
神奈川県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、山梨県、新潟県、福島県、宮城県、山形県

6. 現在の管轄区域

昭和30年(1955)7月、埼玉県・群馬県・山梨県・新潟県・山形県を東京税関の管轄に移管

昭和46年(1971)4月、千葉県の成田地区を、47年(1972)4月、同県の原木地区を東京税関の管轄に移管

昭和47年5月、沖縄地区税関を新設



横浜税関の管轄区域

神奈川県、茨城県、栃木県、千葉県
(成田・原木地区を除く)、福島県、宮城県